

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月31日

松本市長 殿

提出者

住 所 愛知県名古屋市中区丸の内2-2-25

氏 名 T S U C H I Y A株式会社 名古屋支社

取締役常務執行役員支社長 中川和哉

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 052-201-0365

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第64条第1項の規定により、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、この書面を添えて提出します。

事業場の名称	T S U C H I Y A株式会社 名古屋支社
事業場の所在地	愛知県名古屋市中区丸の内2-2-25
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	1,950,000万円(名古屋支社全体)
③従業員数	160名(名古屋支社全体)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実寸発注の実施による余剰材の発生抑制 ・余剰材の引取り ・金属・段ボール類の有償売却 ・梱包の簡素化による廃棄物の排出量抑制（廃プラ・木くず・金属くず） ・コンクリート塊の小割り時の鉄筋との分離		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・代替型枠（鋼製型枠、打込み型枠等）工法の採用 ・舗装工事における路上路盤再生工法の採用 ・工場生産化による現場での端材発生を抑制 ・設備工事のユニット化 ・外壁サイディング材、石膏ボードのプレカット納入		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・金属くず、木くず、段ボール、アスガラ、コンガラ、混合廃棄物に分類 ・現場作業員の生活系廃棄物と工事から排出される廃棄物との分離 ・現場作業員への分別指導・教育の実施 ・石綿含有廃棄物分別（レベル1～3）
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・上記に加え、今後はロックウール材、ALC板、石膏ボードを分別 ・狭小作業場における廃棄物集積場の確保、整備 ・分別品目ごとに容器・袋等を設け、分別表示板を取り付ける。 ・混合廃棄物の分別精度の向上（可能なものは袋詰め）

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	t
（これまでに実施した取組） 実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子マニフェストの全社での導入 2016（平成28）年12月より導入開始</li> <li>・電子マニフェスト導入が可能な業者を現場に紹介</li> <li>・産廃委託業者の業務調査と現地確認の実施</li> <li>・優良認定処理業者の調査と確認</li> </ul>		

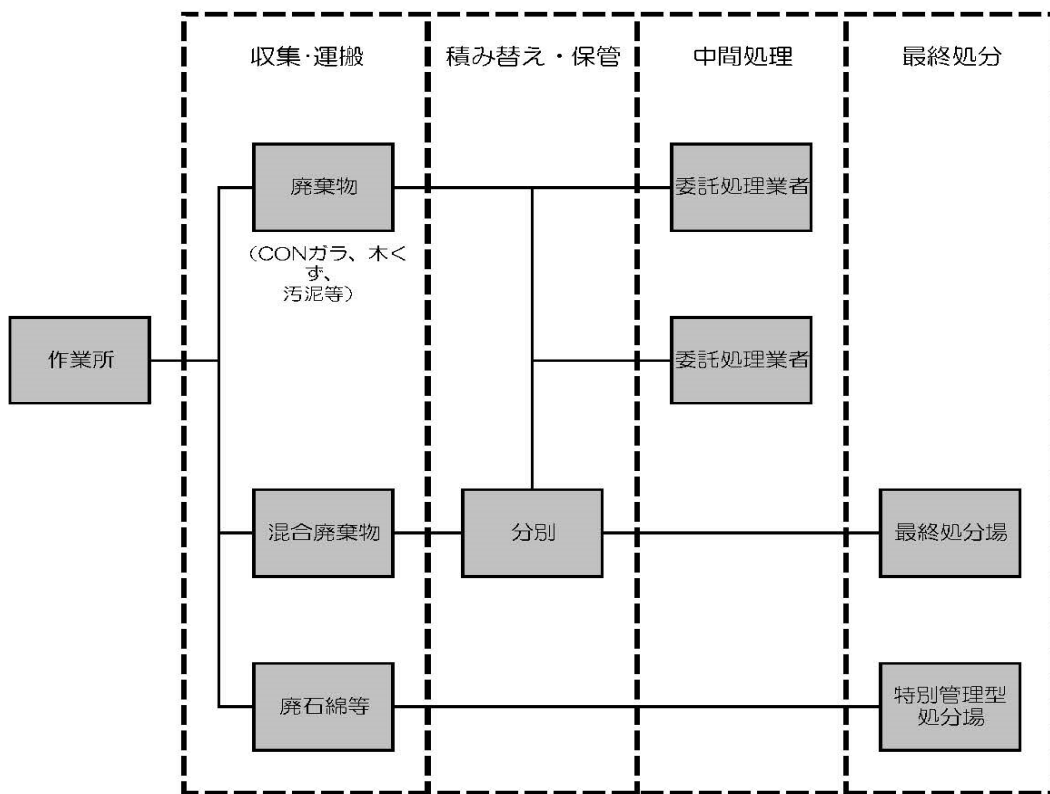
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託業者の業務確認と現地確認の継続。</li> <li>・ 可能な限り 優良認定処理業者への委託を行う。</li> <li>・ 電子マニフェストの導入現場を増やし、電子マニフェスト導入率を向上させる。</li> <li>・ イーリバースとJWNETの両方に加入している業者と委託契約を結ぶようことを優先する。</li> <li>・ 電子マニフェスト非対応の産廃業者にイーリバースとJWNETの加入を勧める。</li> <li>・ 土木部現場への導入を進める。</li> </ul>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

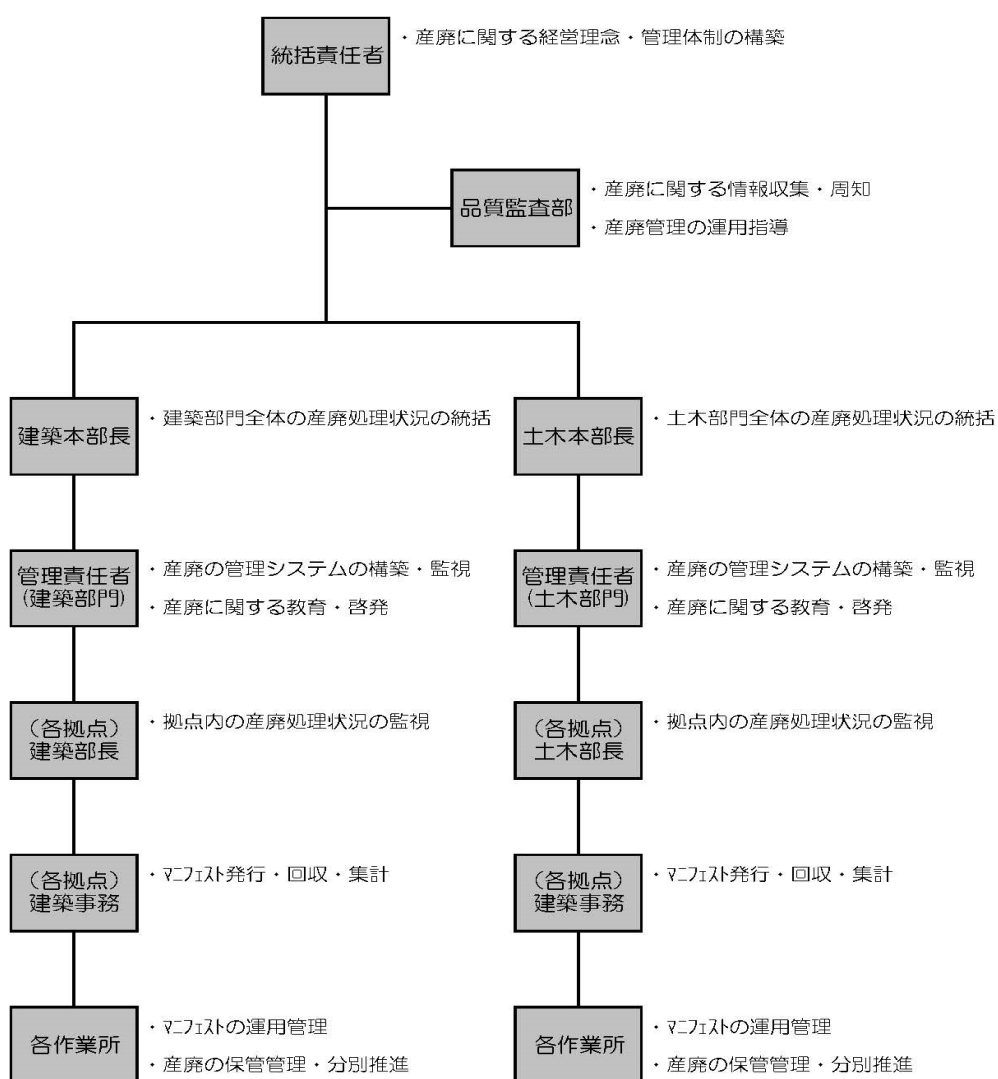
# 別添 1 処理工程図

(別添-1) 産業廃棄物の一連の処理工程



## 別添 2 管理体制図

### (別添-4) 産業廃棄物の処理に係る管理体制





【 令和5 】年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

（単位：t）

実績：前年度産業廃棄物排出量

計画：当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類	総排出量		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら行う中間処理				処理の委託														
					自ら熱回収を行った（行う）量		自ら中間処理により減量した（する）量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量				中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さのうちの処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）		中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者へ売却等される場合を含む。）		認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量				
	①	②+⑧	⑤		⑦		③+⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭						
実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画		
法律	1 燃え殻																						
	2 汚泥																						
	3 廃油																						
	4 廃酸																						
	5 廃アルカリ																						
	6 廃プラスチック類	25.27	22.74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25.27	22.74	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
政令	1 紙くず	2.58	2.32	-	-	-	-	-	-	-	-	2.58	2.32	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	2 木くず	39.82	35.84	-	-	-	-	-	-	-	-	39.82	35.84	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	3 繊維くず																						
	4 動植物性残さ																						
	5 ゴムくず																						
	6 金属くず																						
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	19.26	17.33	-	-	-	-	-	-	-	-	19.26	17.33	19.26	17.33	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	8 鋳さい																						
	9 がれき類	1,430.71	1,287.64	-	-	-	-	-	-	-	-	1,430.71	1,287.64	1,430.71	1,287.64	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	10 家畜ふん尿																						
	11 家畜の死体																						
	12 動物系固形不要物																						
	13 ばいじん																						
	14 処分するために処理したもの																						
建設混合廃棄物	71.99	64.79	-	-	-	-	-	-	-	-	71.99	64.79	71.99	64.79	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
合計	1,589.63	1,430.66	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,589.63	1,430.66	1,521.96	1,369.76	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

※ 総排出量=自ら再生利用を行った（行う）量+自ら中間処理により減量した（する）量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量+全処理委託量